

## ○むつ市下水道排水設備工事費補助金交付要綱

平成26年4月1日告示第55号

### (趣旨)

第1条 市は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域内又はむつ市漁業集落排水処理施設条例（平成17年むつ市条例第56号）別表に掲げる処理区域内（以下「下水道等の処理区域内」という。）において、公共下水道又は漁業集落排水処理施設（以下「下水道等」という。）への接続を促進し、住居環境の改善、公衆衛生の向上及び自然環境の保護に資するため、予算の範囲内においてむつ市下水道排水設備工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、くみ取り便所を水洗便所に改造して下水道等に接続替えする工事、し尿浄化槽で処理する便所を下水道等に接続替えする工事又はくみとり便所の水洗化を伴わずに雑排水を下水道等へ排出するための工事（下水道法第10条第1項に規定する排水設備の設置を含む。以下これらを「排水設備等工事」という。）に要する経費（以下「排水設備等工事費」という。）とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、下水等の供用が開始された日から3年以内にその所有し、及び現に居住する主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、賃貸住宅でない建物の排水設備等工事を実施する個人で、市税、むつ市都市計画下水道事業受益者負担金及びむつ市下水道事業等受益者分担金を滞納していない者とし、1の建築物について1回限りとする。ただし、むつ市排水設備等工事資金貸付要綱（平成14年むつ市告示第31号）第4条第2項の規定により貸付の決定を受けた者を除くものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、排水設備等工事費相当額に10分の1を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、その額を切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、むつ市下水道排水設備工事費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときはむつ市下水道排水設備工事費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しない旨を決定したときはむつ市下水道排水設備工事費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (工事変更等の承認申請)

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助工事者」という。）が申請内容を変更し、又は工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにむつ市下水道排水設備工事変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助工事者は、工事が予定の期間内に完了しないとき、又は工事の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請により変更等の承認をするときは、むつ市下水道排水設備工事変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助工事者に通知するものとする。

（完了報告書）

第8条 補助工事者は、工事完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、むつ市下水道排水設備工事完了報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、むつ市下水道排水設備工事費補助金交付確定通知書（様式第7号）により速やかに補助工事者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助工事者は、前条の規定による通知を受けたときは、むつ市下水道排水設備工事費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求により、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消）

第11条 市長は、補助工事者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助工事者に補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月14日から施行する。

（大畑町の編入に伴う経過措置）

2 大畑町の編入の日前に、大畑町下水道排水設備等工事費助成金交付要綱（平成15年大畑町訓令第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（補助対象者及び補助金の額の特例）

3 第3条及び第4条の規定にかかわらず、大畑処理区以外の平成26年3月31日までに供用開始された区域において、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に排水設備等工事を実施する場合の補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 平成24年3月31日までに下水道等の供用が開始された区域において、排水設備等工事を実施する場合は、第4条に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に下水道等の供用が開始された区域において、平成26年度に排水設備等工事を実施する場合にあっては第4条に規定する額とし、平成27年度又は平成28年度に排水設備等工事を実施する場合にあっては第4条に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に下水道等の供用が開始された区域において、平成26年度又は平成27年度に排水設備等工事を実施する場合にあっては第4条に規定する額とし、平成28年度に排水設備等工事を実施する場合にあっては第4条に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。